

～住宅家賃助成金の申請について～

【助成対象者】

入居にかかる契約者本人が50歳未満で、村営住宅や民間賃貸住宅等に入居している方が助成対象です。（生活保護受給者、正職員である地方公務員および下北山村役場職員の給与支給に準じた住宅手当を受給している職員、村税等の滞納者は助成対象外となります。）※村税等を1ヵ月以上滞納した場合は本助成金を受給できなくなります。

【助成金額】

現在支払っている家賃から10,000円を差し引いた金額の1/2を支給します。（100円未満切り捨て、最大50,000円）ただし、助成対象は実質負担額とし、お勤め先などの住宅手当を差し引いた額の1/2を支給します。

（例）：38,500円の家賃を払っていて、勤め先から5,000円の住居手当をもらっている場合→ $(38,500 - 10,000 - 5,000) \times 1/2 = 11,750$ ですが、100円未満切り捨てのため11,700円が助成金額となります。

【支給期間】

支給期間は申請のあった日の属する月からその月の属する年度の3月31日までとなりますので、継続して助成を希望される場合は毎年申請が必要です。

また、助成金は3か月ごとにまとめて支給します。

（例）：平成28年4月8日申請→平成28年4月分から平成29年3月分まで支給。平成29年4月以降も住宅助成を希望する場合は平成29年4月中に申請が必要となります。

【添付書類】

- 住民票の写し（申請者が属する世帯全員分）
- 村営住宅場合：収入額確定通知書の写し（入居初年度の場合は入居決定通知書）  
民間賃貸住宅の場合：賃貸契約書写し
- 免許証または健康保険証の写し
- 住宅手当及びその他家賃助成金額証明書（様式第2号にて提出。受給されていない場合であっても受給額は0円であると記入した様式の提出が必要です。）

【申請手続きのながれ】

- ① 申請者が役場あて申請書を提出（様式第1号、該当者は第2号も併せて提出）
- ② 役場が申請者あて助成金の交付決定通知書を送付
- ③ 申請者が住宅家賃助成金支給請求書を3か月ごとに提出（様式第4号）
- ④ 3か月毎に支給（4～6月→7月末、7～9月→10月末、10月～12月→翌年1月末、1～3月→4月末を予定しております。）

詳しくは下北山村役場  
地域創生推進室まで  
お問い合わせください。  
電話：07468-6-0001